

○内閣府令第十一号
厚生労働省

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）

第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六

号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる病院若しくは診療所(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下「療養の給付費等」という。))の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。)により行うものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。)(の障害児入所医療費の支給

二(九)(略)

改正前

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる病院若しくは診療所(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下「療養の給付費等」という。))の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。)により行うものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)(の障害児入所医療費の支給

二(九)(略)

<p>2 (略)</p>	<p>九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 九の三、十（略）</p>
<p>2 (略)</p>	<p>九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 九の三、十（略）</p>

(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正)

第二条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成四年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費(家族訪問看護療養費及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。)の支給又は次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)に關し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所(以下「訪問看護ステーション」という。)ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>七の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第四十四条の三の二第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。)又は第五十条の三第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付</p> <p>七の三・七の四 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費(家族訪問看護療養費及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。)の支給又は次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)に關し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所(以下「訪問看護ステーション」という。)ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>一〇七 (新設)</p> <p>七の二・七の三 (略)</p> <p>八 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令の一部改正)

2 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令(令和五年閣内
府令第九号)第一条の表改正前欄及び改正後欄の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の
生労働省

請求に関する命令第一条中「七の三」を「七の四」に改める。